

後期高齢者医療制度の円滑な移行への支援を求める意見書

平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度は、運営主体となる広域連合と構成団体である区市町村において、円滑な移行に向けて着実に準備が進められています。

しかしながら、保健事業実施等に伴う保険料への影響の軽減のほか、新しい医療制度のシステム構築に伴う区市町村の財源負担の軽減、75歳以上の被保険者に対する制度の十分な周知など国の更なる対応が必要です。

さらに、国は、75歳以上の後期高齢者への健診事業の重要性を認識する一方、健診の効果は大きくないとし、74歳までの特定健診のような財政上のスキームを提示しておらず、75歳以上については、責任を回避しているとも考えられます。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、下記の事項を早急に実現するよう強く要望します。

記

- 1 後期高齢者に対する保健（健診）事業は、医療費抑制、介護予防の観点から非常に重要であり、区市町村国保における特定健診と同様の財政支援を行うこと。
- 2 新たな医療制度が国民に理解されるよう、国を挙げて制度の意義を含めた周知を早急に行うこと。
- 3 療養給付に対する定率交付4/12を確保し、また、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」を別枠で確保し、後期高齢者の保険料に影響を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月21日

江戸川区議会議長 田 島 進

厚生労働大臣 あて